

えいじゆうきよか きか
永住許可のこと、帰化のこと

にほん す ひと えいじゆうきよか きか きよか ひつよう
日本に ずっと 住みたい 人は、永住許可か、帰化の 許可を もらう 必要が あります。

えいじゆうきよか
○ 永住許可

えいじゆうきよか みと がいこく こくせき にほん す
永住許可が 認められると、外国の 国籍で 日本に ずっと 住む ことができます。

えいじゆうきよか みと しゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく き
永住許可を 認めて もらいたい ときは、出入国在留管理局に 聞いてください。

にしのみやし す ひと い
<西宮市に 住んでいる 人が 行くところ>

おおさかしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよくこうべしきよく
大阪出入国在留管理局神戸支局 078-391-6377

じゅうしょ こうべしちゅうおうくかいがんどおり こうべちほうごうどうちようしゃ
(住所) 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎

きか
○ 帰化

きか がいこくせき ひと も こくせき にほん こくせき か
帰化とは、外国籍の 人が、いま 持っている 国籍から 日本の 国籍に 変わる ことです。

きか ほうむだいじん きよか ひつよう ちほうほうむきよく
帰化するためには、法務大臣の 許可を もらう 必要が あります。地方法務局に

き
聞いてください。

きか なまえ かんじ つく きろく
帰化の とき、名前は、漢字、ひらがな、かたかなで 作って 記録します。

にしのみやし す ひと い
西宮市に 住んでいる 人が 行くところ

こうべちほうほうむきよく にしのみやしきよく
神戸地方法務局 西宮支局 0798-26-0061

にしのみやしはまのまち にしのみやちほうごうどうちようしゃない
西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎内

※ ^{くわしい}詳しいことは、^{にゆうこくかんりきよく}入国管理局、^{ちほうほうむきよく}地方法務局、それぞれの ^{ばしょ}場所で、^{にほんご}日本語が ^{ひと}わかる人と ^{いっしょ}一緒に ^{きいて}聞いてください。